

陳情第 22号

小坪トンネル鎌倉市側工事を逗子市側と工期を合わせ住民負担の軽減を求める陳情

1 陳情の要旨

逗子市によって行われている小坪トンネル修繕工事において、鎌倉市側の工事も逗子市と工期を合わせることによって、工事中全面通行止めになっている期間を最短にし、付近住民の大きな負担を軽減して頂きたい。

2 陳情の理由

小坪トンネル修繕工事が令和3年2月から行われており、工期は12月25日までとなっている。小坪トンネルは、国土交通省が示す道路トンネル毎の健全性診断の判定区分によると、4段階あるうちの第Ⅲ区分で早期措置段階にあり、道路トンネルの機能に支障が生じる可能性があり早期に措置を講ずべき状態となっているため、逗子市は通行者の安全を鑑み、早急に工事を決定し現在に至っている。因みに、この上の第Ⅳ区分である緊急措置段階と判定されると、即時に通行止めとなり緊急に工事が行われる。

また、道路施設現況調査要領によると、トンネルが都道府県界または市区町村界に設けられている場合も1つの道路トンネルとして取り扱うこととなっているが、小坪トンネルは市境であるため、現在行われている修繕工事は、鎌倉側の3割を残して逗子側7割のみの工事となっている。

今回の工事において、小坪トンネルは全面通行止めとなっており付近住民は大きな負担を強いられている。例えば、逗子側から徒歩で材木座方面に行こうとすると、以前は数分で行かれたが現在は30分以上かかる。車両も同様に大回りを強いられている。このような状況が令和3年中続き、逗子市の工事が終わった後、さらに鎌倉市の工事が行われると聞いている。なぜ一度の工事にできないのか理由も示されておらず全く理解できない。

小坪トンネル鎌倉市側修繕工事を逗子市側の工事と別に行うのではなく、一つの工事として工期を最短にし、地域住民の負担を軽減して頂きたい。

令和3年9月6日

提出者

逗子市小坪5-1-1

小坪区会 会長 牛尾 正三

鎌倉市議会議員 中村 聡 一 郎 殿

